

原著論文

記憶のかたち

—本多政均暗殺事件と仇討ち—

佐藤宏之*

(二〇一二年一〇月二三日 受理)

明治四二年（一九〇九）九月の従四位への追贈を契機に碑石・銅像の建設運動へと展開し、その後小説へと流れ込む。その過程において、この一件は赤穂事件と重ね合わせられ、義士の物語として人びとに記憶されていくのである。

キーワード…本多政均、仇討ち、赤穂事件、歴史的記憶

The forming of memory - The assassination of HONDA Masachika and the vengeance following it.

SATO Hiroyuki

要約

明治二年（一八六九）八月、金沢城二ノ丸殿中において前田家八家の本多政均が暗殺されるという事件が起こる。その三年後、本多家家中は仇討ちを果たす。この事件は、「明治忠臣蔵」と評価されるにいたるのだが、なぜ本多政均暗殺事件と仇討ちが「忠臣蔵」と冠されるのだろうか。その所以はなにか。

本稿は、「明治忠臣蔵」とイメージづけられた歴史像を「歴史的記憶」と位置づけ、その形成過程をあきらかにするものである。

本多政均暗殺事件と仇討ちは、数年後には実録物に仕立てられ、

* 鹿児島大学教育学部 准教授

はじめに

明治二年（一八六九）八月、加賀藩前田家年寄（八家）の家柄で、当時執政として藩政に重きをなしていた本多政均が、金沢城二ノ丸殿において山辺沖太郎・井口義平（下級藩士）の手によって刺殺される。享年三二歳。同四年二月、首謀者である山辺・井口は切腹、菅野輔吉は禁固三年、多賀賢三郎・岡野茂・岡野悌五郎は閉門七〇日、岡野外亀四郎・松原乙五郎・石黒圭三郎が無罪に処せられた。ところが、本多家家臣は同五年に暗殺に関わった人物（岡野悌五郎・菅野輔吉・多賀賢三郎）に次々と復讐を果たす。この本多家家臣は同一一月四日に切腹を命じられる。

ひとたび事件が起こると、その事件の記録化・物語化が始まる。やがて、それに添削や訂正が加えられ、さまざまなかたちで伝承される。それがメディア（演劇・小説・テレビ・映画など）によって再編・整理が繰り返えされ、現代のわたしたちがイメージする歴史像へとつながっていく。

この事件について、『石川県史』（一九三一年）は「加害者たちは、専ら革新を罪悪と考え、学識不足ゆえに天下の趨勢を認識できず、本多が洋風を鼓吹することに反発し凶変に及んだ」と評し、『金沢市史』（通史編二・近世、二〇〇五年）は「佐幕的な行動をとり続けながら、新政府成立後は、一転近代的改革を推進する中心人物となり、藩政を重きをなしていた本多に対しては不満や反感をもつものが少なくなかった」、「この事件は少数の過激分子の行動ではなく、明治新政府発足後、佐幕派から改革派へ変身し、藩政に重きをなし

ていた本多と、彼を中心として進められる藩政改革に不満を持つ広範囲な人々を後ろ盾としていた」事件であるが、「山辺と井口の連名による口上書に記された本多の主な罪状（専横・洋風・奢侈）は、裏付ける客観的な事実には乏しく、その意味では、本多は、言われなき罪状を冠された被害者というべきであろう」と評価している。すなわち、この事件は、藩政改革を進める革新派と保守派による家中騒動の結果と位置づけられていることが知られる。

やがてこの事件は、「明治忠臣蔵」*¹と評価されることになるのだが、なぜ本多政均暗殺事件と仇討ちが「忠臣蔵」と冠されるのだろうか。その所以はなにか。

本稿では、「明治忠臣蔵」とイメージづけられた歴史像を「歴史的記憶」と位置づけ、その形成過程をあきらかにしていくことにしたい*²。

一 記憶のかたち（一）―実録、物語化のはじまり―

本多政均暗殺事件と仇討ちは、暗殺事件の四年後、仇討ちの翌年にあたる明治六年に山口戸富造編『加賀近江三所ノ仇討』*³（金沢市立玉川図書館近世史料館氏家文庫所蔵）という実録物に仕立てられる。どのような史料なのか、序文を見ていこう。

加賀近江三所ノ讐討序

昔より敵討多くあれど、其初め人に殺さるる人も、少志のおち度無きにしもあらさりしより、人に殺さるれば、其子・其臣たる者いかでかこれを余所に見んや、己れの身命をなけう

ちて是をうつなり、「元禄の浅野侯の如きも其初め吉良の悪人は言語に絶すといへども、浅野侯も短慮よりして時所ろを憚らず刃傷に及ふ、依ておふやけより死をたまひ、大家滅亡し、臣下みな浪ろうになるなれば、吉良を深くうらみて、ついに四十七士おこりて吉良をうつは人よりしる所なり、今爰に本多従五位政均殿は其初より善事を尽す而已にて少しも越度なく、剩へ加越能三州を治る前田侯の老臣の一人にして、其ころ変政ノ勤勞、実に察すへかりしを、一種の文盲輩起て官の改革も察せず、隣国他国の改政をもしらす、本多殿さへ討果せば元の如の政事となる様ニ心得しは浅猿しき者ともなり、本多殿の御最後の御怒りハ、浅野侯に競ては万倍するべし、其時に家中の面々の心中は何と有るぞ、老若婦女子といへとも怒りにたへず、敵の一族狩り絶しても飽き足らすと実に思込なるへし、しかるに遺領も相違なく資松君相続あると時勢の変政すると、人々家録に疵の付かざるを事ひに時日移れば心緩み免して置く人々は五百人に過るなるへし、御最期の事を察しやり許し難きを免さざるは此拾五名誠に金鉄の武士なれハなり、其時の事拾ひ集て加賀近江三所の讐討と名付になんありける

明治七年

山口直忠謹書^{*4}

まず、「元禄の浅野侯の如き」と、元禄一四年（一七〇一）江戸城本丸大廊下（通称松の廊下）において吉良上野介義央に対して刃傷に及んだ浅野内匠頭長矩と比較していることが知られよう。浅野は「短慮よりして時所ろを憚らず刃傷に及ふ」、「依ておふやけより

死をたまひ、大家滅亡し、臣下みな浪ろうになるなれば、吉良を深くうらみて、ついに四十七士おこりて吉良をうつは人よりしる所なり」と評される。一方、本多は「其初より善事を尽す而已にて少しも越度なく、剩へ加越能三州を治る前田侯の老臣の一人にして、其ころ変政ノ勤勞、実に察すへかりしを、一種の文盲輩起て官の改革も察せず、隣国他国の改政をもしらす、本多殿さへ討果せば元の如の政事となる様ニ心得しは浅猿しき者ともなり」と評される。浅野の場合は自分自身の資質を、本多の場合は「一種の文盲輩」の出現を事件の要因に挙げている。

明治四年一月二三日、本多弥一、富田総、鏑木勝喜知、吉見亥三郎、矢野策平、西村熊、舟喜鉄外、浅井弘五郎、廣田嘉三郎、湯口藤九郎、清水金三郎、芝木喜内、藤江松三郎、上田一二三、嶋田伴十郎の連名による「復讐趣意書」（『石川県史』）によると、この「一種の文盲輩」は「殊に殿中をも不憚、暗殺の振舞、先以士道を取失ひ、重々不屈至極の者共」と評される。しかも、彼らは「既に御大法を以て、夫々刑典仰出候間、願之筋（故従五位復讐の義）御聞届難被遊」と、すでに法によって判決が下っており、彼らへの復讐は聞き届けられるような状況ではなかった。彼らは「若此上粗暴の挙動等有之候ては、全く朝命違背に相当、知事公は勿論、管轄罷在候資松暨於後見、奉对朝廷無申訳次第に付、不得止嚴重の御処置不被仰付ては不相濟、自然右様の場合に立至候ては、知事公の御職掌も不相互、国家の不為に候旨被仰渡」と、仇討ちという「粗暴の挙動等」を起こしては「朝命違背」にあたり、知事や本多資松（本多政均長男。政均死後、五歳で家督相続）、朝廷に対して申し訳が

立たない。仇討ちが実行された場合、彼らに嚴重の処罰を仰せ付けないわけにはいかず、そのようなことになっては知事の職掌も立たず、国家のためにならないと理解していた。しかしながら、「故従五位末期の遺憾の心底難忍、主人を致暗殺候党與の者共と共に、天を戴き罷在候義は、幾重にも難仕御座候に付、如何にもして復讐を遂げ、聊亡主の冤魂を慰申度志願に付、岡野悌五郎（菅野輔吉・多賀賢三郎）を相果し申候、私共死後御見分の御方宜しく御達可被下候」と、本多政均の末期の遺憾は心底忍びがたく、なんとかして復讐を遂げ、亡き主人の冤魂を慰めたいとの心持ちより、岡野・菅野・多賀を討ち果たしたのだという。

明治五年三月、石川県庁宛に出された本多弥一・富田総・鏑木勝喜知・吉見亥三郎の口供書では、「私共実に私情難止処より、全く粗忽之及所業候義にて、夫々御察当之上は、不図も朝憲に悖り、今更何共無申訳奉恐縮候段申上候処、是迄之通、御詮議中監倉江被入置候旨御申渡、奉得其意候」と、私情を止めがたく、「粗忽之及所業」んだことが述べられている。

旧金沢藩士の戸水信義（天保九年（一八三八）〜大正一五年（一九二六））の証言によれば、「此者等（本多弥一と同意の者）は度々の集会は外聞の恐れあるとの考にて義人録、烈士報讐録、回天史（ウツチ）杯の輪読を始めて慷慨心の撓まざる様に心を用ひ」⁵、ていた様子が知られる。彼らは、慷慨心がたわまざるようにと室鳩巢『赤穂義人録』（赤穂浪士の所業を忠孝の立場から肯定し、浪士を「義人」と称揚した書物）、三宅観瀾『烈士報讐録』（赤穂浪士を顕彰した書物）、藤田東湖『回天詩史』（尊王攘夷派の愛読書）を輪読して

いたのである。赤穂事件に関する書物は、幕府の方針に反する異説や風聞を記す本として出版禁止となっていた⁶。冒頭の『加賀近江三所ノ讐討』作成の背景には、以上のような禁書・実録物の存在があつたといえよう。

その二〇数年後に記された「実録物「梅ノ加賀絹」内容訂正書上」という添削が、「八家」のひとつ、前田土佐守家が所蔵する史料のなかに存在する⁷。

自由ノ警鐘ニ近頃梅ノ加賀絹ト云小説ヲ書トリ、実録ト云其事
実相違ノ義多シ、右ハ時今ト思ヒシニ早式拾餘年ノ昔ニ成ヌ、
去レハ今ノ壯年輩は当時ノ事実ヲ確知スルナシ、細事ハ尤モア
レ大差ノ一二ヲ左ニ記シテ、諸小説読者ノ観覧ヲ乞、貴社新報
余白ヲ〇ハ、幸甚

一江州海津益ニ於テ松平大式下命ニ因テ割腹トアリ、〇ハ大ナル誤ニテ、齋泰公〇慶寧公江謹慎被仰進、就テハ大式要路ニ出ルヲ以テ責ヲ一身ニ引受割腹ス、即チ近臣佐川某ニ介錯ヲ命ス、遺骸ハ諸駅某寺ニ葬ル、今ニ碑アリ（警鐘ニ自身首ヲ刎、又遺骸ヲ国許ニ送而ト非ナリ）右忠死ノ故ヲ以追而讐養子ニ家名相続加増知迄ヲ〇ル

一本多従五位氏播州ヲ刺殺一條二前田従五位氏土州ヲ首謀者トアリ、何ニ因リテ斯有シヤ、事実ニ於テ聊無根ノ義ナリ、予土州ノ性質ヲ知ル、果シテ左様ノ事ナシ、又該家ニ大野木等集会ノ義モナシ、殊ニ山辺等ノ際ハ大野木・久徳等数年前方能登寫ノ致流刑中也

これによると、近ごろ『梅ノ加賀絹』という小説を書き写した。

実録といえども事実と異なることが多い。本多政均暗殺事件もはや二〇年余り昔の出来事となつてしまつた。よつて、いまの壮年の者たちは当時の確かな事実を知らない。そこで、細かいことは多々あるが、大きく間違つている点を二、二点（松平大弐が下命によつて切腹したのではなく責任を一身に受けて切腹したこと、前田土佐守を本多政均刺殺の首謀者としてゐること）書き記し、この小説の読者の観覧を乞うという執筆動機が記されている。

以上のように、本多政均暗殺事件と仇討ちは、赤穂事件との比較、実録物の存在によつて、人びとに広く認識されており、その内容は添削・訂正を要するものもあつたのである。

二 記憶のかたち（2）― 碑石・銅像の建設運動 ―

明治四二年（一九〇九）九月、本多政均に従五位から従四位への追贈がなされる。幕末の尊王攘夷や明治維新で功績を挙げながら亡くなつた者、南北朝時代の南朝方の公卿や武将への贈位が行われた結果である。

贈従四位本多政均君事蹟

（前略）

君人ト為リ至誠剛直胆畧アリテ事務ニ長ス、安政以後国家多事難局亦鮮カラス、君常ニ其衛ニ当リ心ヲ至誠ニ宅キ善ク藩主ヲ輔佐ス、私第二在リト雖モ正坐目ヲ閉シ計量スル所アルカ如シ、又多ク書ヲ読マスト雖トモ日ヲ期シテ近侍ヲ論講シ、或ハ兵書ヲ講読ス、然レトモ大義ニ通スルヲ要トセリ、又常

ニ弓馬劍槍ヲ練習シ最モ馬術ニ長セリ、明治四十二年九月初廷君ノ始終心ヲ勤王ニ宅キ国家ノ為メニ忠節ヲ尽シタルヲ録セラレ、特旨ヲ以テ従四位ヲ追贈セラレ、十月九日奉告ノ採点ヲ挙げケラレタリ、嗚呼君ノ卒後四十ノ寒暑ヲ経ル、然レトモ尚ホ成績ヲ是非スル者アルカ如シ、今此ノ恩典ニ浴セラレ公論始メテ定マル君地下ニ於テノ歎喜知ルヘシ^{*8}。

これによると、政均が勤王心を抱き、国家のために忠節を尽くしたことが評価されたことが知られよう。ただちに本多政均の碑石建設の話が持ち上がることになる。

碑石建設の主意

拝呈陳ハ先般故本多政均君ニ御贈位アリシ事ハ諸君御熟知コレアルヘシ、元家臣ニ於テ実ニ欣喜雀躍ノ至リナリ、各位ノ御先祖ハ勿論十二臣士等地下ニ於テ嘸御満足ノ至リト存スルナリ、抑政均君ノ国事ニ御忠節ヲ尽サレ終ニ不慮ノ禍ニ罹ラレタルハ、豫テノ御覚悟上トハ申ナカラ、実ニ哀悼ノ至リニ堪ヘサルナリ、然処其当時奉仕ノ諸氏モ逐年死去セラレ、現今ノ諸氏ニ於テ政均君ノ御事蹟多大ナルヲ御存知アルハ、僅々ナルヘシ、惜ヒカナ今後二三十年ヲ経過セハ夢ニタニモ知ル人ナキニ至ルハ必然ナリ、依テ之ヲ後世ニ伝ント欲スルニハ、碑文ノ外ニ善キハナシ、左スレバ此際諸氏ニ御協カヲ仰キ、一碑石ヲ大乘寺境内ニ建立致シ、後世ニ至ルマテ之ヲ知ラシメ度ト功ニ希望スルナリ、就テハ今回戸水信義ニ依頼シ、別冊ノ通り編輯済トナリタリ、此書冊タルヤ旧記或ハ旧書簡ニ拠リタルモノニテ、風説ナドヲ加ヘタルモノニア

ラサルナリ、御参考トシテ一冊宛電覽ニ供ス、御熟読アラハ
政均君ノ国事ニ対シテ忠節ヲ御尽シナリタルコトハ御十分ヌ
御了解相成ルヘシ、諸君モ御承知ノ如ク近年国家ニ対シ功勞
アル故人ニハ不見不知ノ人タリスラ功勞者ト名称ヲ付スル者
ニハ、齷金シテ碑石ヲ建立スル事少ナカラス、況ヤ元家臣ニ
於テ先君ノ御功蹟ヲ千歳ニ伝ヘルハ、諸君ニ於テモ必ス御希
望ニテコレアルヘシ、唯御多忙ニシテ余暇ナキニヨリ御宿意
ノ果サ、ルナラン、依リテ今回小生等發起者トナリ、御協議
申度、何卒御賛成被下度建設期ハ集金ノ都合上ニヨリテ向フ
一ケ年間ニ結局致度、依テ御応分御出金アランコトヲ希望ノ
至リニ堪ヘス、謹言

明治四十二年

發起人 イロハ順

岩村直三郎、戸水信義、戸水寛人、富田勝摩、南部頼精、
南部辰丙、太田伊豆茂、大井玄洞、矢木亮太郎、松田潤次郎、
藤江又喜、伍堂卓爾、浅井郁太郎、齋藤恒固、齋藤恒、三
宅雄次郎、平尾鑑太郎、鈴木昔孝、杉坂喜共

尚御出金方ノ義ハ最初金額御申込ノ上其金高フ月々或ハ両三
度宛ニテモ、各位ノ御都合上ニ任セ申スヘク、發起人中主任
者タル者ハ其時々領収書ヲ發シ、集金ハ東京市ニテハ村井銀
行、金澤市ニテハ へ預ケタク、石材ハ集金高二抛リテ、
石工ニ交渉ヲナシ碑文起草者ハ發起人ノ協議ニ任セ度*。

当時、金沢藩に仕えていた家臣も段々死去し、いま現在において、
政均の事蹟を知っている者はわずかとなった。今後二、三〇年経て

ば政均の事蹟を少しも知る人がいなくなることは必然であろう。し
たがって、これを後世に伝えるためには、碑文のほかによい方法は
ない。それゆえ諸氏に協力を仰ぎ、碑石を大乗寺境内に建立したい
と考えている。今回、戸水信義に依頼し、政均の事蹟（贈従四位
本多政均君事蹟）を編集した。近年、国家に対し功勞ある故人に
対し、いままでも知られていない人物であっても、その功勞を賞賛し
碑石を建立することがある。元家臣として先君の功績を後世に伝え
ることは、みな必ず望むことであろう。ただ多忙であるがゆえにそ
の宿意を果たすことができないにちがいない。よって、今回旧金沢
藩士一九名が發起人となって協議した結果、建設は集金の都合上
一年後とし、賛成の方は応分の出金をしてほしいという旨の主意書を
發したのである。

また、翌四三年正月には、「又集金高余計ニ相成ル時ハ御銅像建
設ノ運ビニ致度、其際ハ更ニ御協議申度見込ニコレアリ候」と、集
金高によつては銅像建設に変更したいとの文言を付け加えた主意書
が旧金沢藩士一五名（前年の主意書より戸水信義・太田伊豆茂・松
田潤次郎・齋藤恒固が脱）が發起人となって發せられた。

同年一〇月に、旧藩士族会である葵園会幹事の中田政男・山口
泉・太田伊豆茂・山崎忠固・神田忠孝の連名で葵園会会員に向けて、
つぎのような「政均公御事蹟書」が配布された。

拝啓、秋冷の砌、益御清祥奉賀候、陳者本多男爵家、御先代
政均公儀、昨年

特旨を以て御贈位の御沙汰有之、誠に御同慶の至に奉存候、
就ては記念として本會員の微意を表せんかため、成るべく多

額の寄附金を勧誘し、結局集金の多寡に応じて御銅像或は石碑或は石燈籠の中何れかの一を選定献設致すべく、本會に於て協議決定致し居候、此儀に就ては貴地方幹部諸君より已に御聞及相成候次第と存し候、然るに当方か今日迄に申込を得たる金額は約式百圓に止まり未だ充分なる成功を見認め難く候に付、貴地會員方御出金の御模様依りては今一遍各會員の奮発を促し度、我々の希望に御座候、將又当初より既に一ケ年を経過致し候ため出金者中往々進行の程度を尋ね越さるゝ向有之、此際大体の方針相定まり候も、亦機宜に適ふべく存し候間、御多用中御面倒とは存し候へ共、貴下精誠の御出金額折返し当方へ御一報奉煩度、此段特に得貴意候、敬具

明治四十三年十月

金澤市本多町三番丁五番地一の一内

葵園會

幹事 中田政男

山口泉

太田伊豆茂

山崎忠固

神田忠孝

殿

追て本件に関し貴地杉坂君より政均公御事蹟書一部宛御配附可致筈に付、為念申上置候、以上^{*10}

これによると、贈位の記念として本會員の微意を表するため、なるべく多額の寄附金を勧誘し、集金の多寡に応じて銅像・石碑・石

燈籠のいずれかを建設すべく本會において協議決定したところである。現在までの集金額は約二〇〇圓に留まっており、いまだ十分な成功とは認めがたい。今一度、各會員の奮発を促したい、という旨が記されている。

士族會會員から集まった金額と人数は、「故本多政均君記念物建設寄附金交名簿」^{*11}一七一名分の六二三元五二銭、「(名簿)」^{*12}三二五名分の一五一〇圓、「故本多政均殿銅像建設并殉難義士墓所修築費寄附金全額及交名」^{*13}四九二名分、「東京方面寄附者交名簿」^{*14}一四九名分、「(名簿)」^{*15}本多町組二三名・魚鱗組町一六名・主馬町組三名・川上組一〇名・小立野組一六名・新町組八名・宗叔町組一名・片町組一四名・卯辰組五名・野町組一三名、近村八名、遠部二名、他府県六〇名、外国一九名の計二〇八名分、大正二年(一九一三)五月一〇日の「本多政均君記念物建設費寄附金芳名録」^{*16}一六二名分であった。

大正二年五月一〇日の「本多政均君記念物建設主意」でもつぎのように述べられている。

本多政均君記念物建設主意

本多政均君は剛毅果断にして勤王の志篤く難局に処して謬らす、旧法を更正して克く改革の実を挙げたり、惜むべし、明治二年八月七日、城中に於て暗殺せらる、時に年三十二、朝廷其の忠節を賞し、従四位を追贈せらる、安政以降海内紛擾列藩皆勤王と佐幕とに分れ、議論囂々鼎の湧くか如き有様なりき、金澤藩に於ても大義名分を重んじて勤王論を唱ふるもの少なからざれとも、或は徳川家に対する旧来の情誼の捨

て難きを説きて佐幕説を唱ふるもの、動もすれば勝を占めんとし、其の危きに瀕せしこと一両に止まらざりき、政均君事理に明に天下の形勢を達観し克く藩侯を輔けて方向を謬らしめず、入りては 天顔を拝し、禁闕守衛の任を尽し出ては藩命に依り、慶喜公を説きて二條城撤退を決意せしむるの任を全うし内、藩政改革に努め、其の実を挙げ、外海防を厳にして事變の急に応せしめ、三州をして事なきを得せしめしもの、実に政均君の功と云ふべし、君兇徒の手に斃るゝや家臣十余名臥薪嘗胆終に復讐の目的を達し、此の挙に與れる士十二名切腹を命せらる、是恰も赤穂義士に類するの感あり、政均君の偉大なる恩恵に酬ひ、政均君の偉大なる人物を記念するは吾人の義務にして且光栄とする所なり、茲に同士相図り、有志の賛同を得て、資金を集め、一代記念物を建設し、以て之を後昆に伝へんとす、冀くは我等の微衷を容れ奮て賛同あらんことを

大正二年五月十日

發起人 南部辰丙、三宅雄次郎、戸水寛人、

伍堂卓爾、大井玄洞、老田知祥、

河崎富三郎、竹村勘吾、浅井郁太郎、

佐久間直正、杉坂喜共

近時交通機関の完備せるに伴ひて、内外の客北陸に漫遊するもの益々増加し、足を金澤の地に入るもの日一日多からんとす、若し幸に此の醗金に余裕を得るあらは、十二士の墓所の周囲に改修を施し、以て光彩を添ふるの希望なり

目下賛成諸君の趨勢に抛り、別紙絵図面の銅像建設致度、希は精々御賛成を懇望す^{*17}

すなわち、政均は剛毅果断にて勤王の志が厚く、難局に処して誤らず、旧法を更正してよく改革の実を挙げた。ところが、明治二年に城中において暗殺されてしまう。国内が勤王と佐幕に分かれて争っているなかで、政均は事理に明るく、天下の形勢を達観して藩侯を助け、禁闕守衛の任を全うする一方、徳川慶喜を説いて二条城撤退を決意させ、藩政改革に努めて実を挙げ、海防を固めて事變の急に應じて、加賀・能登・越中の三州が事なきを得たのも政均の功績である。それが凶徒の手に倒れ、家臣一〇余名臥薪嘗胆ついに復讐を遂げ、みな切腹を命じられるとある。ここでも本多政均暗殺事件と仇討ちを「恰も赤穂義士に類する感あり」と赤穂事件に例えていることが知られる。政均の偉大なる恩恵に酬い、その偉大なる人物を記念することはわれわれ旧藩士の義務にして、光栄とするところである。したがって、同志に図り、有志の賛同を得て資金を集め、記念物を建設し、後世に伝えようとするものであると述べている。

大正三年四月の「案内ハガキ」によると、これまでの碑石建設案から銅像建設案へ変更した様子が知られる。

拜啓、故本多政均君記念品建設の件につき、年来御高配を仰ぎ難く奉深謝候、右記念品は諸事考慮の結果、大正二年四月十四日実行委員会に於て碑石と決定し、種々計算いたし居候処、愈々建設地実地見分の結果、周囲の關係上大なる碑石を要し、従つて其建設費も廉ならず、却て少しの差額にて銅像を建設し得る見込つき申候、依て更に諸方に御寄附を仰ぎ

銅像建設予算金額にやゝ達する運と相成り候為、大正三年二月十四日前議をひるがへして銅像を建設することに決定いたし候

目下銅像原型制作中にて、去る四月二日委員と銅像建設請負者と相携へて、右建設地なる金澤郊外大乘寺へ実地見分に参り、着々進行中に候

尚詳細は後日更めて御報知申上ぐ可く候へ共、不取敢右概況申上度如斯に御座候、早々

大正三年四月 故本多政均君記念品建設委員

すなわち、大正二年四月一四日の実行委員会において碑石と決定し、準備を進めていたところ、建設地の実地見分の結果、大きな碑石を要し、建設費も馬鹿にならず、かえって少しの差額で銅像を建設しうる見込みがついた。そこで、さらに寄付を仰ぎ、銅像建設予算金額に達する運びとなつたので、同三年二月一四日に銅像を建設することに決定し、現在着々と進行中であるというのである。

同三年八月には、銅像建設出願人総代・伍堂卓爾、大乘寺住職、大乘寺檀家総代より石川県知事・熊谷喜一郎宛に建設願と建設構造仕様書、図面が提出された。

故本多政均銅像建設願

一 銅像建設出願人総代

二 建設ノ位置

三 建設ノ面積

四 建設ノ目的

五 建設ノ期間

東京市神田区仲猿若町九番地 伍堂卓爾

石川県石川郡野村字長坂新 大乘寺表門外

大乘寺所有地ノ内参百四拾八坪

忠勇亀鑑表示

永代

右銅像建設致度候間、御許可被成下度別紙趣旨書、建設構造仕様書、図面相添、此段奉願上候也

大正参年八月 日 右 伍堂卓爾印

大乘寺住職

同檀家総代

石川県知事熊谷喜一郎殿^{*18}

大乘寺の所有地三四人坪に「忠勇亀鑑表示」のために政均の銅像建設を願ひ出たことが知られる。

大正三年一〇月三日に、銅像建設委員長で陸軍中将の南部辰丙より除幕式の案内ハガキが会員宛に送られる。

拜啓、秋冷之砌、益御清穆奉賀候、陳者吾儕菜園会員ニ於テ發起致シ候、贈從四位本多政均君銅像各位ノ御庇護ニ依リ、今回工事竣功致シ候ニ就テハ、来ル十一日除幕式挙行仕候間、万障御繰合ノ上、当日午前十一時城南大乘寺境内建設地へ御貴臨被下候ハゞ、幸栄之至ニ奉存候、右御招待申上候、敬具

大正三年十月三日

銅像建設委員長 陸軍中将 南部辰丙

殿

追而御貴臨ノ節ハ此招待状受付へ御示奉願候、尚聊力準備ノ都合モ有之候ニ付、御臨場之有無御手数ナカラ別紙葉書ニテ来ル八日マテニ御一報願上候也^{*19}

一〇月二一日午前一一時より城南大乘寺境内にて除幕式が執り行われた。

この銅像建設に係る同三年一二月収支決算はつぎの通りであった。

収入の部

金四六五七円六八銭

内訳 金四五二六円八〇銭 寄附金

金六二円 除幕式当日寄贈金

金六八円八八銭 預金利子

支出の部

金四六五七円六八銭

内訳 金三四四一円二一銭 銅像建設費

金二六〇円 銅像建設地永代保続費

金一三七円八七銭 除幕式費

金一三四円二六銭 交通費

金六三円二九銭五厘 通信費

金三三〇円八三銭 殉難義士墓所修築費

金一二九円八銭五厘 雑費

金一六一円二三銭 印刷費^{*20}「寄附者芳名録」^{*21}

によれば、侯爵前田利為（加賀藩主前田本家

第一六代当主）、伯爵前田利同（越中富山藩第一三代藩主）、子爵前

田利鬯（加賀大聖寺藩第一四代藩主）、男爵本多政以（政均長男・

資松）、男爵長基連（政以次男）、男爵前田直行（前田土佐守家第

一一代当主）ほか四七八名から多額の寄附金があったことがうかがえる。

それからおよそ六年後の大正九年九月、「十二士逝きて茲に五十年、十二士と偕に本多氏に仕へたる我等は、往事を追懐し、今日を緬想し、轉だ感慨に堪へず、図りて某月某日を以て、法会を大乘禪寺に厳修し、以て諸士の英霊を祭らんと欲す、同感の士、願くば賛襄して吾等と事を偕にせんことを」^{*22}と、本多家十二義士は「英

霊」と位置づけられ、五〇年祭典が執り行われたのである。

以上のように、明治四二年九月の本多政均の従四位への追贈は、その銅像建設にまで発展した。その過程において、それが事実であったか否かは別として、本多政均は「忠勇亀鑑」としての、本多弥一ほか一二名は忠義の臣、「義士」としての「歴史的記憶」が創られていったのである。

三 記憶のかたち(3) — 小説 —

この本多政均暗殺事件と仇討ちを最初に小説化したのは、松本清張（一九〇九—一九九二）『明治忠臣蔵譚』、『サンデー毎日』臨時増刊号、一九五六年一月）である。松本が執筆したこの時期は高度経済成長期の天下泰平、奢侈安逸の時代であり、「昭和元祿」という言葉で表現された時代に創られた作品であった。

松本は、仇討ちの根源を廃藩置県による武士の失業問題と絡める。すなわち、多数の藩士は新県庁の役人に登用されるが、本多家の陪臣にはその登用がないことに注目するのである。ここでも「赤穂浪人も浅野長矩の弟の大学が、例え減封であっても跡目をついだら吉良に対して仇討の挙には出なかつたであろう。」と赤穂浪士との共通点を述べつつ、「失業者としての」絶望が、相手への憎悪と嫉妬を燃え上がらせ、己れの功名心に結びついたのである。」と位置づけるのである。さらに、「人間は演技の模本がなければ、思い切つたことが出来ぬものである。」と、赤穂事件という前例があつたからこそ、このような仇討ちができたと言っている。

つぎにこの事件の小説化に取り組んだのは、中村彰彦（一九四九〜）『明治忠臣蔵』（双葉社、一九九五年、のち角川文庫、二〇〇二年）である。中村は自ら「第二の忠臣蔵」と称した『明治忠臣蔵』の執筆動機をつぎのように述べている。

それ（赤穂浪士の物語※筆者注）にくらべてこの「第二の忠臣蔵」が、地元金沢においてさえもはや知る人ぞ知る出来事となつてしまったのはなぜだろうか。

この事件は、しっかり記録が残っているにもかかわらず、意外と知られていない。これなら書く意味がある。

ところが、中村が収集した史料とは、渋谷元良編纂『加賀本多家義士録』（葵園会）、戸水信義「本多政均暗殺顛末」（『史談会速記録』第五六輯）、同「加州藩本多政均君国事に尽力せられし事実」（『史談会速記録』第七二輯）、同「本多家殉難十七士略伝」（『史談会速記録』第二六四・二六五輯）、『殉難会話 苔之碑』（石川県立歴史博物館蔵）、石川県「元福岡藩自裁問合書」（石川県立図書館蔵）であった。これらは後世になって編纂された書物や証言、記録という二次的史料であり、これらの史料によって構成された小説であることに留意が必要である。

さらに中村は、この一連の事件を明治六年（一八七三）二月七日の「復讐の禁止、旧習にならい、人を刺殺する者は相当の罪科に処すべし」と定めた第三七号布告「敵討禁止令」との関連でとらえ、政府に復讐禁止の法律化を急がせた唯一最大の原因として、歴史的に意義づけている。

以上のように、小説もまた題名からもわかるとおり、この事件と

赤穂事件を重ね合わせ、本多弥一ほか一二名の復讐譚を義士の物語として再編・整理したといえよう。

おわりに

明治二年八月、本多政均が金沢城二ノ丸殿中において暗殺されるという事件は、その後、主君を暗殺された本多家家臣の本多弥一ら一二名による仇討ちという付録がつく。

この一連の事件は、実録物、碑石・銅像の建設運動、そして小説へと流れ込み、「本多政均」勤王の士／藩政の改革者、「本多弥一ら一二名」義士」という「歴史的記憶」が創られていった。

「遺領も相違なく資松君相続あると時勢の変政すると、人々家録に疵の付かざるを事ひに時日移れば心緩み免して置く人々は五百人に過るなるへし、御最期の事を察しやり許し難きを免さざるは此拾五名誠に金鉄の武士なれハなり」（『加賀近江三所ノ讐討』）と、本多政均の遺領がすべて長男の資松に相続されると、本多家の家臣は自分の家禄に疵がつかないことを望むようになってしまふ。そのなかにあつて、仇討ちを遂げた一五名は「金鉄の武士」として評価される。

さらに、碑石・銅像の建設運動のなかで、「元家臣ニ於テ先君ノ御功蹟ヲ千歳ニ伝ヘルハ、諸君ニ於テモ必ス御希望ニテコレアルヘシ」（明治四十二年碑石建設ノ主意）、「政均君の偉大なる恩恵に酬ひ、政均君の偉大なる人物を記念するは吾人の義務にして且光榮とする所なり」（本多政均君紀念物建設主意）と、元家臣として

先君（本多政均）の功績を後世に伝えることは、残された人びとの義務であり、かつ光栄なことと意義づける。こうした意識は武士として培われた「名誉意識」や「誇り」に裏づけられたと考えられ、それによって士族の文化的紐帯を形成したといえよう*23。

本稿で述べた碑石・銅像の建設運動という顕彰行為の直接的な契機は、明治四二年九月の従四位への追贈にあった。しかし、その契機にすぐに顕彰行為へと対応できる歴史意識が旧藩士族のなかに共有されていたことにも注目しなければならない。すなわち、それが社会的な意義を担いうるには、近世末からの歴史に対する関心がある程度広範に共有されていることが前提となろう*24。

また、人びとの歴史への関心は、実録物や小説といったマス・メディアによっても大衆社会へ浸透していった。そして、それらによつて「日本人なら誰でも知っている」、いわば共有された歴史知識を獲得していったのである*25。特に元禄時代の赤穂事件と「忠臣蔵」の物語は、歌舞伎・演劇、実録物・小説・文芸評論、講談・浪曲、映画などの文芸作品や、歴史書、教科書、史伝、史論などによつて、多様な「忠臣蔵」幻想を生み出した*26。本多政均暗殺事件と仇討ちもまた、実録物『加賀近江三所ノ讐討』では「元禄の浅野侯の如き」と、「本多政均君紀念物建設主意」では「恰も赤穂義士に類する感あり」と、赤穂事件と重ね合わされている。

また、明治二九年八月一六日に富山県士族の相浦忠篤が記した「故本多弥一君外十一義士忠魂文」*27では「四十七士世知是。誰知更有十二士。」と、赤穂四十七士は世間の人びとはみな知っているが、この一二士について知る人はいないと嘆いている。さらに、

「本多家十二義士五十年祭典趣意」においても、

赤穂の義人は、天下万衆の称するところなり、皆曰く、その忠烈は以て人心を感奮し、その節義は以て世道を張維するに足れりと、然れども四十七士その力を戮せて一人の宿仇を斃し、以て僅に亡君のためにその私怨を報復したるに過ぎず、十二士は則ち然らず、三人を斃して、故主の讐を報じ、不遜の徒をして朝旨の軽んずべからざる所以を覚らしめ、不臣の輩をして君徳の掩ふべからざる所以を知らしめ日本国民として維新の宏謨に副はざるべからざる所以を舊藩民に教訓したるなり、その忠烈、何ぞ必ずしも赤穂義人の下にあらんや、而して彼は二百年の後に至るまで歎称せられ、泉岳寺畔香火常に絶えざるに反し、此は纔に五十年にして、殆ど世人に忘れられ、東香山頭露冷かに草滋げし、彼は明顔、此は幽晦、吾等また言ふところを知らざるなり（傍点は原文ママ）*28。

と、赤穂四十七士はその力を合わせて一人の宿敵を倒し、亡き主君のために私憤を報復したにすぎないが、一二士は三人を倒して主君の仇を討つと同時に、朝旨（朝廷の意向）を軽んじないこと、君徳を包み隠すことがないことを世間に知らしめ、日本国民として維新の宏謨に付き従わせるための教訓となっている。その忠烈はどうして赤穂義人の下であろうか。四十七士は二〇〇年経つても嘆称されるにも関わらず、一二士は五〇年にして世間の人びとにすっかり忘れられていると嘆いている。

このように当時の人びと（旧藩士族）は、本多弥一ら一二名の仇討ちを赤穂事件に重ね合わせ、さらにそれと比較することが可能で

あった。そこには赤穂四十七士の集団的な夜討ちを「義拳」と思い、彼らを「忠臣・義士」として称え続けてきた人びとの「共同幻想」が前提として存在したことが知られよう。逆に、本多弥一ら一二名の仇討ちを赤穂事件と重ね合わせることは近代国家における「赤穂事件」像の再編・整理のかたちともいえるのである。

こうして「本多政均暗殺事件と仇討ち＝義士の物語」という「歴史的記憶」が再編・整理を繰り返されることで、やがてそれが「歴史」（史実）と混同されて人びとに認識されるようになる。すなわち、「義士の物語」像の独り歩きが始まるのである。しかしながら、こうして創られた物語もまた、「本多政均暗殺事件と仇討ち」像のひとつのかたちといえよう。それが当時の社会に広く受容されていたことの歴史的な意味とはなにか。

過去の「事実」と「受容される虚構」とのあいだの意味を考えることは、それを受容した人びとの歴史認識・歴史意識をあきらかにすることにつながるのである。

- *1 松本清張『明治忠臣蔵譚』(『サンデー毎日』臨時増刊号、一九五六年一月)、中村彰彦『明治忠臣蔵』(双葉社、一九九五年、のち角川文庫、二〇〇二年)
- *12 筆者が「歴史的記憶」を扱った論文に、歴史・実録・講談―「越後騒動物語」の変遷―(『歴史評論』第六九四号、二〇〇八年)、「御家騒動の構図―歴史・記憶・メディア―」(『江戸文学』第三九号、二〇〇八年)、「お由羅騒動という記憶」(大石学編『時代考証の窓から』東京堂出版、二〇〇九年)がある。
- *3 同様の史料として、明治七年山口直忠の序文をもつ『加賀近江三州ノ警討』が石川県立図書館特殊文庫本多政均関係文書のなかに存在する。本稿での引用は同史料による。
- *4 目次を示すと以下の通り。「警討発端之事ノ本多候横死之事ノ本多氏家中騒動之事ノ本多資松殿相続之事ノ井口・山辺ノ兩人囚獄所ヘ引渡サル事ノ多賀堅三郎等囚獄入之事ノ金澤士族一統ヘ御親翰ノ事ノ本多氏ノ家来共井口・山辺兩人ヲ詮議ノ上賞請度願書之事ノ右度々強願ニ付大参事ヨリ被 仰渡ノ事ノ知事公御前ヘ本多弥市・矢野策平兩人ヲ召ル、事ノ井口・山辺ノ兩人屠腹附リ本多ノ家臣寄合ヲ党与ノ者ヲ討ント策ル事ノ上田一二三・矢野方ヘ来リ一味同心ヲ願事ノ多賀・岡野追討評議ノ事附リ吉見玄三郎金鉄ノ同土トナル事ノ多賀他国江出立之事ノ仇討ノ議論ヲ決シ討手々配之事ノ討手ノ手配リ決ス附送別ノ吟アリノ越前福井ヨリ飛脚到着之事ノ仇討之節懐中ニテ指出ス書面ノ事ノ岡野悌五郎ヲ討取事ノ菅野輔吉ヲ討取事ノ矢野等七人県庁江自訴スル事ノ芝木・藤江ノ兩人江州ニ多賀ヲ追行附冬ノ通行長濱記ノ右ノ中ニ多賀ヲ討ツ事ノ同多賀同道人草薙等江仇打ノ旨届ル事ノ同彦根県ヘ届出ル事ノ同彦根県役人來ル事ノ同草薙等ヨリ兩人ヲ受取事ノ同同県ヨリ勤番人ヲ付ル事ノ同発句等数句有リノ嶋田・上田・石黒ヲ討ント計ル事ノ浅井弘五郎出立ノ節箆笥之内ニ残ス養父江ノ文書ノ安楽軒之記ノ浅井ノ養父夢物語之事ノ仇討門出ノ時ノ歌ノ辞世ノ歌教首ノ追討詩歌ノ拾二土墓所附戒名之事」。
- *5 『史談会速記録』(合本一〇・一二、原書房、一九七二年)。明治二五年(一八九二)〜昭和三年(一九三八)まで四一冊を刊行。史談会は明治二二年に前年の宮内省の下令に応じ、旧雄藩大名家と三条・岩倉家伝記編輯員によって発足し、幕末維新期の事績に関する調査を行った。
- *6 今田洋三『江戸の禁書』(吉川弘文館、一九八一年)。
- *7 前田土佐守家文書・学芸九三四・前田土佐守家資料館所蔵。
- *8 「贈従四位本多政均君事蹟」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。

- *9 「明治四十二年碑石建設ノ主意」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *10 「政均公御事蹟書配布関係書」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *11 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *12 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *13 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *14 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *15 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *16 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *17 「本多政均君記念物建設費寄附金芳名録」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *18 「故本多政均銅像建設願」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *19 「碑石建設を銅像建設に変更する旨案内ハガキ」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *20 「除幕式收支決算書御印刷物」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *21 「除幕式收支決算書御印刷物」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *22 「本多家十二義士五十年祭典趣意」本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *23 園田英弘・濱名篤・廣田照幸『士族の歴史社会学的研究』(名古屋大学出版会、一九九五年)。
- *24 羽賀祥二『史蹟論』(名古屋大学出版会、一九九八年)、矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の近代』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- *25 兵藤裕己『(声)の国民国家・日本』(NHKブックス、二〇〇〇年)。
- *26 宮澤誠一『近代日本と「忠臣蔵」幻想』(青木書店、二〇〇一年)。
- *27 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。
- *28 本多政均関係文書・石川県立図書館特殊文庫所蔵。